

日事連発第 177号

平成20年3月19日

国土交通省 住宅局

建築指導課長 水 流 潤 太 郎 殿

社団法人日本建築士事務所協会連合会

会 長 三 栖 邦 博



「6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケート調査」
の結果について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、昨年6月改正の建築基準法の施行により、建築確認審査などが大幅に厳格化され、建築設計の現場や確認申請の現場では大きな混乱がみられ、本連合会では昨年10月2日に国土交通大臣に対し「改正建築基準法施行の円滑な運用等に関する要望」をまとめ、提出させていただきました。

貴職におかれましては、本連合会の要望の主旨を踏まえ建築確認手続きの円滑化に向けて、これまで各種の施策を講じられていることに対し敬意を表する次第です。

これまでの各種の施策により、建築確認手続きの停滞が徐々に改善しつつあると認識しております一方で、本連合会構成員事務所の多くより、建築確認手続きの現状は未だ十分円滑に行われていないとの声が根強くあります。取り分け構造計算適合性判定に係る申請手続きについては、その改善を求める声が多くあります。

このような状況において本連合会は、建築確認申請の実態と残された課題を把握するために本年2月に全国の構成員事務所を対象に「6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケート調査」を実施し、結果概要を別添の通り公表しましたのでここにご報告します。

同アンケート調査は、平成19年11月より本年1月末までに建築確認審査を終了した案件のある構成員500事務所(回答件数445事務所)を対象に、確認審査の実態等について実施しました。その結果、別添の調査結果のように、①ピアチェック対象建築物が広範である実態、②ピアチェック審査が相当の負担となっている実態、③ピアチェック制度が設計の制約となっている実態、④確認審査の円滑化のためには更なる改善策が必要との認識の実態が明らかとなりました。

貴職におかれましては、本アンケート調査の主旨とその結果である全国の建築士事務所の実態と要望を十分にご理解いただき、建築確認審査の円滑化のための更なる改善施策を講じていただけますようお願い申し上げます。